

『限度額適用・標準負担額減額認定証』の 申請手続きは忘れずに！

①対象となる人

住民税非課税世帯の人は、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下、認定証）の交付を受けることができます。

この認定証をあらかじめ医療機関に提示すると、入院した際の医療費や食事代が認定証に記載されている区分による請求となります。

また、認定証の提示がないと、医療費や食事代は一般区分で請求されます。入院のご予定がある際には、下記へお問い合わせください。



②申請に必要なもの

保険証（後期高齢者医療被保険者証）、本人の印かん

③入院時の一部負担金と食事代

所得区分	一部負担金の上限額	食事代（1食当たり）
現役並み所得者	80,100円（+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた1%を加算）	260円
	4回目からは44,400円（※3）	
一般	44,400円	260円
低所得Ⅱ（※1）	24,600円	入院日数が90日まで210円
		過去12か月の入院日数が91日以上の場合（※4）160円
低所得Ⅰ（※2）	15,000円	100円

④太枠内・・・認定証が交付されますので、役場担当窓口に申請が必要です。

（※1）低所得Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人

（※2）低所得Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の人（年金収入のみの場合は、80万円以下の人）

（※3）過去12か月に4回以上の高額療養費の支給を受けた場合

（※4）すでに低所得Ⅱの認定証をお持ちの人で、過去12か月の入院日数が91日以上の方は、入院日数が確認できるもの（医療機関の領収書など）が必要です。

④有効期間について

認定証の申請をすると、申請した月の初日から減額の対象となり、交付されたときから次の7月31日までが有効期間です。この期間内は、いずれの医療機関でも使用することができます。有効期間が終了し、8月以降も認定証が必要な人は、8月に入ってから更新の手続きをしてください。

なお、住所異動などで非課税世帯から課税世帯になった場合は、交付した認定証を返却していただくことがあります。